議案第32号

向日市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

向日市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制 定する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項 第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年5月27日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

向日市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第14号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

向日市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に 改め、同条に次の1項を加える。

2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業を設置する。 第1条の次に次の1条を加える。

(下水道事業の法適用)

第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

5 下水道事業の事業区域等は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域等とする。第3条第1項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に、「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「水道事業

及び下水道事業」に改める。

第4条及び第5条中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」 に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(利益処分の方法)

- 第6条 水道事業又は下水道事業において毎事業年度利益を生じた 場合に前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益 をもってその欠損金を埋め、なお残額(以下この条において「補 塡残額」という。)があるときは、補塡残額の全部又は一部を積 立金に積み立てることができる。
- 2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の使途には使用することができない。
 - (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
 - (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- (3) 利益積立金 欠損金を埋める目的
- 3 前項第1号に規定する減債積立金を使用して企業債(建設改良費の財源として借り入れたものに限る。)を償還した場合及び前項第2号に規定する建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合 については、積立金をその目的以外の使途に使用することができ る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施の ために必要な準備行為をすることができる。

(向日市下水道事業特別会計設置条例の廃止)

- 3 向日市下水道事業特別会計設置条例(昭和53年条例第4号)は、廃止する。
- 4 前項の規定による廃止前の向日市下水道事業特別会計設置条例 による向日市下水道事業特別会計に係る令和元年度の決算につい ては、なお従前の例による。

(向日市行政手続条例の一部改正)

5 向日市行政手続条例(平成8年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規程」の次に「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程」を加える。 (向日市事務分掌条例の一部改正)

6 向日市事務分掌条例(平成30年条例3号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「上下水道部」を削る。

第2条中「上下水道部」及び「下水道に関すること。」を削る。 (向日市職員定数条例の一部改正)

7 向日市職員定数条例(昭和47年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「(下水道事業を含む。)」を削る。

(向日市公共下水道条例の一部改正)

8 向日市公共下水道条例 (昭和53年条例第22号) の一部を次 のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条各号列記以外の部分中「または」を「又は」に改め、同条第1号中「および」を「及び」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「規則」を「向日市公共下水道条例施行規程(令和 年上下水道事業管理規程第 号。以下「施行規程」という。)」に改め、同条第3号中「およびこう配」を「及び勾配」に、「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同号の表中「こう配」を「勾配」に改め、同条第4号中「およびこう配」を「及び勾配」に、「市長」を「管理者」に、「排水きよ」を「排水渠」に改め、同号の表中「こう配」を「勾配」に改め、同条第5号中「規則」を「施行規程」に改める。

第5条第1項中「および」を「及び」に、「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に、「市長」を「管理者」に、「およぼす」を「及ぼす」に改める。

第6条第1項中「規則」を「向日市下水道排水設備指定工事業者規程(令和 年上下水道事業管理規程第 号)」に改める。

第6条の2中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に、「および」を「及び」

に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「および」を「及び」に、「規則」を「施行規程」に改める。

第8条第1項中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「および」を「及び」に改める。

第9条第1項中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1項中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「規則」を「施行規程」に、「および」を「及び」に改め、同条第3項中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第12条第1項中「およぼす」を「及ぼす」に、「または」を「又は」に改める。

第13条第1項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第14条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第15条第3号、第5号及び第6号中「規則」を「施行規程」 に改める。

第17条中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」 に改める。

第18条中「または」を「又は」に改める。

第19条中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」

に改める。

第20条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しく は」に、「市長」を「管理者」に改める。

第21条第1項中「または」を「又は」に、「規則」を「施行 規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第22条及び第23条中「市長」を「管理者」に改める。

第26条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条中 「市長」を「管理者」に、「一」を「いずれか」に、「または」 を「又は」に改める。

第27条及び第29条中「市長」を「管理者」に改める。

第30条第10号中「申請書若しくは届出書」を「申請者若し くは届出者」に改める。

第31条中「規則」を「施行規程」に改める。

別表中「市長」を「管理者」に改める。

(向日市公共下水道使用料条例の一部改正)

9 向日市公共下水道使用料条例(昭和54年条例第15号)の一 部を次のように改正する。

第1条中「向日市公共下水道条例施行規則(昭和53年規則第31号)」を「向日市公共下水道条例施行規程(令和 年上下水道事業管理規程第 号)」に改める。

第3条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う 市長(以下「下水道事業管理者」という。)」に改める。

第4条第1項中「市長」を「下水道事業管理者」に改め、同条 第3項中「規則」を「向日市公共下水道使用料条例施行規程(令 和 年上下水道事業管理規程第 号。以下「施行規程」という。)」 に改める。

第5条中「市長」を「下水道事業管理者」に改める。

第7条第1号及び第2号中「市長」を「下水道事業管理者」に 改め、同条第3号中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「下 水道事業管理者」に改め、同条第4号中「市長」を「下水道事業 管理者」に改め、同条第5号中「き損」を「毀損」に改める。

第8条から第10条までの規定中「市長」を「下水道事業管理者」に改める。

第12条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。 (向日市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 改正)

10 向日市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例

第4条中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業の」に改める。

第16条第2項中「規則」を「向日市上下水道企業就業規程(昭和53年水道事業管理規程第2号)」に改める。

〈参 考〉

向日市下水道事業特別会計設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項 の規定により、下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図る ため、向日市下水道事業特別会計を設置する。

(歳入および歳出)

- 第2条 この会計においては、国庫支出金、一般会計繰入金、借入 金および附属諸収入をもって、その歳入とし、総務費、事業費、 その他諸支出をもって歳出とする。
- 2 この会計の歳入歳出予算の款項の区分は、毎年度歳入歳出予算 の定めるところによる。

附則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

向日市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新 ĺΗ 対 昭 表

改	正	現	行

向日市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条 例

(水道事業及び下水道事業の設置)

第1条

2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業を設置 する。

(下水道事業の法適用)

第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292 号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企 業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」と いう。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法 の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第2条 水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を 発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営され なければならない。

 $2 \sim 4$ 略

5 下水道事業の事業区域等は、下水道法(昭和33年法 律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画 <u>の区域等と</u>する。

(組織)

第3条 法

第7条ただし書及び令

に基づき、水道事業及び下水道事業に管理者を置かない ものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業 の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。) の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置 く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなけれ┃第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなけれ

向日市水道事業の設置等に関する条例

(水道事業 の設置)

第1条

(経営の基本)

第2条 水道事業 は、常に企業の経済性を 発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営され なければならない。

 $2 \sim 4$ 略

(組織)

- 第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以 下「法」という。) 第7条ただし書及び地方公営企業法 施行令 (昭和27年政令第403号) 第8条の2の規定 に基づき、水道事業 に管理者を置かない ものとする。
- 2 法第14条の規定に基づき、水道事業 の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。) の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置 く。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条の2の規定

ばならない水道事業及び下水道事業の用に供する資産の 取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払 以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価 額)が20,000,000円以上の不動産又は動産の 買入又は譲渡(土地については1件5,000平方メー トル以上のものに係るものに限る。)とする。

(業務状況説明書類の提出)

- 40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日 から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11 月30日までに、10月1日から3月31日までの業務 の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出し なければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事 項を記載するとともに、11月30日までに提出する書 類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日 までに提出する書類においては同日の属する事業年度の 予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしな ければならない。
- (1)及び(2)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業及び下水道事 業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認め る事項
- 3 略

(利益処分の方法)

- 第6条 水道事業又は下水道事業において毎事業年度利益 を生じた場合に前事業年度から繰り越した欠損金がある ときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額 (以下この条において「補塡残額」という。)があるとき は、補塡残額の全部又は一部を積立金に積み立てること ができる。
- 2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のた めに積み立てるものとし、当該各号の目的以外の使途に は使用することができない。
- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- (3) 利益積立金 欠損金を埋める目的
- 3 前項第1号に規定する減債積立金を使用して企業債 (建設改良費の財源として借り入れたものに限る。)を 償還した場合及び前項第2号に規定する建設改良積立金

ばならない水道事業 の用に供する資産の 取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払 以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価 額)が20,000,000円以上の不動産又は動産の 買入又は譲渡(土地については1件5,000平方メー トル以上のものに係るものに限る。)とする。

(業務状況説明書類の提出)

- に関し、法第 40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日 から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11 月30日までに、10月1日から3月31日までの業務 の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出し なければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事 項を記載するとともに、11月30日までに提出する書 類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日 までに提出する書類においては同日の属する事業年度の 予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしな ければならない。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業 の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認め る事項
- 3 略

を使用して建設又は改良を行った場合においては、その 使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する 金額を自己資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を 経た場合については、積立金をその目的以外の使途に使 用することができる。

向日市行政手続条例の一部改正 (附則第5項関係)

新 旧 対 照 表

 改
 正
 現
 行

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 条例等 条例及び執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。)並びに京都府の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第4号)又は京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第15号)の規定により市が処理することとされた事務について規定する京都府の条例及び京都府の執行機関の規則をいう。
- (2)~(8) 略

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 条例等 条例及び執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程

じ。)並びに京都府の事務処理の特例に関する条例 (平成12年京都府条例第4号)又は京都府教育委員 会の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府 条例第15号)の規定により市が処理することとされ た事務について規定する京都府の条例及び京都府の執

を含む。以下同

 $(2) \sim (8) \qquad \mathbb{H}$

行機関の規則をいう。

向日市事務分掌条例の一部改正(附則第6項関係)

新 旧 対 照 表

改 正 現 行 (設置) (設置) 第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158 第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158 条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。 条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。 ふるさと創生推進部 ふるさと創生推進部 総務部 総務部 環境経済部 環境経済部 市民サービス部 市民サービス部 建設部 建設部 上下水道部 (分掌事務) (分掌事務) 第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。 第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。 ふるさと創生推進部 ふるさと創生推進部 $(1) \sim (7)$ 略 $(1) \sim (7)$ 総務部 総務部 $(1) \sim (10)$ $(1) \sim (10)$ 環境経済部 環境経済部 $(1) \sim (7)$ $(1) \sim (7)$ 略 市民サービス部 市民サービス部 $(1) \sim (11)$ $(1) \sim (11)$ 略 略 建設部 建設部 $(1) \sim (8)$ $(1) \sim (8)$ 略 略 上下水道部

下水道に関すること。

向日市職員定数条例の一部改正(附則第7項関係)

新 旧 対 照 表

Ī

改	正	現 行	
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のと (1)~(7) 略 (8) 公営企業の職員 計 486名	おりとする。 5 0名	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)~(7) 略 (8) 公営企業の職員 <u>(下水道事業を含む。)</u> 計 486名	5 0 名

向日市公共下水道条例の一部改正(附則第8項関係)

新 旧 対 照 表

改 正 現 行

第2条 削除

(排水設備の接続方法及び 内径等)

- 第4条 排水設備の新設、増設、改築、<u>又は</u>修繕(以下 「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号 に定めるところによらなければならない。
- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共下水道のます及び 法第11条第1項の規定による排水設備(以下この条において「公共汚水ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては、雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、公 共下水道の施設の機能を妨げ、又は その施設を損傷 するおそれのない箇所及び 工事の実施方法で<u>向日市</u> 公共下水道条例施行規程(令和 年上下水道事業管理 規程第 号。以下「施行規程」という。)の定めると ころによること。

(設置)

第2条 本市に公共下水道を設置する。

(排水設備の接続方法および内径等)

- 第4条 排水設備の新設、増設、改築、<u>または</u>修繕(以下 「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号 に定めるところによらなければならない。
 - (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共下水道のます<u>および</u>法第11条第1項の規定による排水設備(以下この条において「公共汚水ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては、雨水を排除すべきものに固着させること。
 - (2) 排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、公 共下水道の施設の機能を妨げ、<u>または</u>その施設を損傷 するおそれのない箇所<u>および</u>工事の実施方法で<u>規則</u>

の定めると

ころによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配 は、下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径	排水管の <u>勾配</u>		
(人)	(ミリメートル)			
略				

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配 は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠 の断面積及び勾配 は同表に準じ、同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、1の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積	排水管の内径	排水管の <u>勾配</u>
(平方メートル)	(ミリメートル)	

(5) 排水設備の構造基準は前2号の規定によるほか、<u>施</u> 行規程に定めるところによること。

(排水設備の計画の確認)

- 第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び 構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、施行規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受け、施行規程で定める指定期限内に当該工事を竣工しなければならない。ただし、施行規程で定める軽易な修繕工事についてはこの限りでない。
- 2 前項の申請者は、同項の申請書<u>及び</u>これに添付した 書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらか じめその変更について書面により届け出て、同項の規定 による<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。ただし、 排水設備の構造に影響を<u>及ぼす</u>おそれのない変更にあ っては、事前にその旨を<u>管理者</u>に届け出ることをもって 足りる。

(下水道排水設備指定工事業者の指定)

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径<u>およびこう配</u>は、<u>市</u> 長

排水人口	排水管の内径	排水管の <u>こう配</u>
(人)	(ミリメートル)	
	略	

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径<u>およびこう配</u>は、<u>市</u> 長 が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、<u>排水きよ</u>の断面積<u>およびこう配</u>は同表に準じ、同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、1の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積	排水管の内径	排水管の <u>こう配</u>
(平方メートル)	(ミリメートル)	
	略	

(5) 排水設備の構造基準は前2号の規定によるほか、<u>規</u><u>則</u> に定めるところによること。

(排水設備の計画の確認)

- 第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置<u>および</u>構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>市長</u>の確認を受け、<u>規則</u>で定める指定期限内に当該工事を竣工しなければならない。ただし、<u>規則</u>で定める軽易な修繕工事についてはこの限りでない。
- 2 前項の申請者は、同項の申請書<u>および</u>これに添付した 書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらか じめその変更について書面により届け出て、同項の規定 による<u>市長</u>の確認を受けなければならない。ただし、 排水設備の構造に影響を<u>およぼす</u>おそれのない変更にあ っては、事前にその旨を<u>市長</u>に届け出ることをもって 足りる。

(下水道排水設備指定工事業者の指定)

- 第6条 下水道排水設備指定工事業者の指定は、別に向日 | 第6条 下水道排水設備指定工事業者の指定は、別に規則 市下水道排水設備指定工事業者規程(令和 年上下水道 事業管理規程第 号)で定めるところによる。

(排水設備工事の実施)

第6条の2 排水設備の新設等を行う者は、当該工事の設 計及び施工については管理者が下水道排水設備指定工事 業者として指定した者に行わせなければならない。

(排水設備の工事の検査)

- 第7条 排水設備の新設等を行った者は、竣工後5日以内 に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事 が排水設備の設置及び 構造に関する法令の規定に適合 するものであることについて、管理者の検査を受けなけ ればならない。
- 2 管理者は前項の検査をした場合において、その工事が 排水設備の設置及び 構造に関する法令の規定に適合し ていると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った 者に対し、施行規程で定める検査済証を交付するものと する。

(既設排水設備の検査)

- 第8条 既設の排水設備(以下この条において「既設排水 設備」という。)を使用して、公共下水道に下水を排除 しようとする者は、施行規程で定めるところにより、管 理者に届け出て、当該既設排水設備の検査を受けなけれ ばならない。
- 2 管理者は前項の検査をした場合において、当該既設排 水設備が排水設備の設置及び 構造に関する法令の規定 に適合していると認めたときは、既設排水設備を使用す る者に対し、検査済証を交付するものとする。

(特別の必要による公共下水道の新設等)

第9条 使用者の特別の必要のため、公共下水道の新設等 を行うときは、当該使用者は施行規程で定めるところに より管理者に届け出て承認を得なければならない。

略

(除害施設の設置)

第11条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所か ら排除される汚水及び 法第12条の2第1項又は 第 5項の規定により公共下水道に排除してはならないこと とされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道 を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければな

で定めるところによる。

略

(排水設備工事の実施)

第6条の2 排水設備の新設等を行う者は、当該工事の設 計及び施工については市長 が下水道排水設備指定工事 業者として指定した者に行わせなければならない。

(排水設備の工事の検査)

- 第7条 排水設備の新設等を行った者は、竣工後5日以内 に到達するようにその旨を市長 に届け出て、その工事 が排水設備の設置および構造に関する法令の規定に適合 するものであることについて、市長 の検査を受けなけ ればならない。
- 2 市長 は前項の検査をした場合において、その工事が 排水設備の設置および構造に関する法令の規定に適合し ていると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った 者に対し、規則 で定める検査済証を交付するものと する。

(既設排水設備の検査)

- 第8条 既設の排水設備(以下この条において「既設排水 設備」という。)を使用して、公共下水道に下水を排除 しようとする者は、規則 で定めるところにより、市 長 に届け出て、当該既設排水設備の検査を受けなけれ ばならない。
- 2 市長 は前項の検査をした場合において、当該既設排 水設備が排水設備の設置および構造に関する法令の規定 に適合していると認めたときは、既設排水設備を使用す る者に対し、検査済証を交付するものとする。

(特別の必要による公共下水道の新設等)

第9条 使用者の特別の必要のため、公共下水道の新設等 を行うときは、当該使用者は規則 で定めるところに より市長 に届け出て承認を得なければならない。

(除害施設の設置)

第11条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所か ら排除される汚水および法第12条の2第1項または第 5項の規定により公共下水道に排除してはならないこと とされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道 を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければな

らない。

(1)~(11) 略

- 2 前項の規定は、<u>施行規程</u>で定める項目に係る水質で<u>施</u> <u>行規程</u>で定める量<u>及び</u>水質のものについては適用しない。
- 3 第1項の規定により除害施設を設けようとする者は、 施行規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を 管理者に届け出て承認を受けなければならない。その届 け出た事項を変更しようとするときも同様とする。
- 4 前項の規定に係る除害施設を設けた者は、竣工後5日 以内に<u>施行規程</u>で定めるところにより、<u>管理者</u>に届け出 て、その検査を受けなければならない。

(土砂等の投入の禁止)

第12条 土砂、ごみ、油類、農薬、その他公共下水道に 障害を<u>及ぼす</u>おそれのあるものを公共下水道に投入 し、<u>又は</u>排除してはならない。

2 略

(使用開始等の届出)

- 第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、 <u>若しくは</u>廃止し、<u>又は</u>現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は<u>施行規程</u>で定めるところにより、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。使用者に変更があったときも同様とする。
- 2 法第12条の3、法第12条の4<u>又は</u>法第12条の 7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出 をしたものとみなす。

(使用料の徴収)

- 第14条 <u>管理者</u>は公共下水道の使用について使用者から 公共下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収す る。
- 2 使用料の算定方法<u>及び</u>その他使用料徴収に関する必要な事項は、別に条例で定める。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第15条 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を 含む。)の構造の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして<u>施行規程</u>で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限す

らない。

(1)~(11) 略

- 2 前項の規定は、<u>規則</u> で定める項目に係る水質で<u>規</u> <u>則</u> で定める量<u>および</u>水質のものについては適用しない。
- 3 第1項の規定により除害施設を設けようとする者は、 規則 で定めるところにより、あらかじめ、その旨を 市長 に届け出て承認を受けなければならない。その届 け出た事項を変更しようとするときも同様とする。
- 4 前項の規定に係る除害施設を設けた者は、竣工後5日 以内に<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>に届け出 て、その検査を受けなければならない。

(土砂等の投入の禁止)

第12条 土砂、ごみ、油類、農薬、その他公共下水道に 障害を<u>およぼす</u>おそれのあるものを公共下水道に投入 し、<u>または</u>排除してはならない。

2 略

(使用開始等の届出)

- 第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、 もしくは廃止し、<u>または</u>現に休止しているその使用を再 開したときは、当該使用者は<u>規則</u>で定めるところに より、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。使用 者に変更があったときも同様とする。
- 2 法第12条の3、法第12条の4<u>または</u>法第12条の 7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出 をしたものとみなす。

(使用料の徴収)

- 第14条 <u>市長</u> は公共下水道の使用について使用者から 公共下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収す る。
- 2 使用料の算定方法<u>および</u>その他使用料徴収に関する必要な事項は、別に条例で定める。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第15条 公共下水道の排水施設 (これを補完する施設を 含む。) の構造の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして<u>規則</u>で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限す

る措置を講じるものとする。

- (4) 略
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>施行規程</u>で定める措置を講じるものとする。
- (6) 排水管の内径及び排水、渠の断面積は、<u>施行規程</u>で 定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量 に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることが できるものとする。
- (7) \sim (10) 略

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受け ようとする者は、<u>施行規程</u>で定めるところにより申請書 を<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項 を変更しようとするときも同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更とは、公共下水道の施設の機能を妨げ<u>又は</u>その施設を損傷するおそれのない物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって同項の許可を受けた者が当該施設<u>又</u>は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(公共下水道付近の掘削)

第19条 公共下水道の付近地を掘削しようとする者は、 施設よりも深く掘削する場合、その深さが施設の中心から掘削箇所までの水平距離以上になるときは、<u>施行規程</u> で定めるところにより、<u>管理者</u>に届け出てその指示を受けなければならない。

(公共下水道施設損傷工事の復旧)

第20条 公共下水道の付近地の掘削<u>又は</u>地下埋設物の 設置<u>若しくは</u>その他の行為により公共下水道の施設を損 傷させた者は、法第18条の規定により損傷負担金を徴 収される場合を除き、その者の負担において<u>管理者</u>の定 める方法により原形に復旧しなければならない。

(占用の許可)

第21条 公共下水道の敷地<u>又は</u>施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して占用しようとする者は、<u>施行規程</u>で定めるところにより申請書を提出し、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置については、法第24条第1項の規定による許

る措置を講じるものとする。

- (4) 略
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じない とう よう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規則</u> で定める措置を講じるものとする。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>規則</u>で 定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量 に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることが できるものとする。
- (7) \sim (10) 略

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受け ようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより申請書 を<u>市長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項 を変更しようとするときも同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更とは、公共下水道の施設の機能を妨げ<u>または</u>その施設を損傷するおそれのない物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって同項の許可を受けた者が当該施設<u>または</u>工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(公共下水道付近の掘削)

第19条 公共下水道の付近地を掘削しようとする者は、 施設よりも深く掘削する場合、その深さが施設の中心から掘削箇所までの水平距離以上になるときは、<u>規則</u> で定めるところにより、<u>市長</u>に届け出てその指示を受けなければならない。

(公共下水道施設損傷工事の復旧)

第20条 公共下水道の付近地の掘削<u>または</u>地下埋設物の 設置<u>もしくは</u>その他の行為により公共下水道の施設を損 傷させた者は、法第18条の規定により損傷負担金を徴 収される場合を除き、その者の負担において<u>市長</u>の定 める方法により原形に復旧しなければならない。

(占用の許可)

第21条 公共下水道の敷地<u>または</u>施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して占用しようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出し、 市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置については、法第24条第1項の規定による許

可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみな す。

2 略

(占用料)

- 第22条 管理者は、前条第1項の許可を受けた者から、 別表に定める占用料を徴収する。
- 2 管理者は、公益その他特別の理由があると認めたとき は、前条第1項の許可を受けた者の申請により、占用料 の一部又は全部を免除することができる。

(占用料の徴収時期)

第23条 占用料は、毎年当該年度分を管理者が指定する 期限までに納付しなければならない。ただし、占用期間 が1年未満のもの又は占用期間に係る占用料の額が1件 1,000円未満のものは、一時に全額を納付するもの とする。

(許可の取消し 等)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に 対して前条の規定による占用許可を取り消し、又は そ の条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができ る。

(1)及び(2)

(3) 公共下水道の管理又は 公益上やむを得ない必要が 生じたとき。

(原状回復)

- 第27条 第21条第1項の規定による占用の許可を受け た者は、当該許可の期間が満了したとき若しくは当該占 用物件を設ける目的を廃止したとき又は前条の規定によ り許可を取り消されたときは、当該占用物件を除却し、 公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、 原状に回復することが不適当であると<u>管理者</u>において認 めたときはこの限りでない。
- 2 管理者は前項の原状回復、又は原状に回復することが 不適当な場合の措置について必要な指示をすることがで きる。

(無断占用に対する処置)

し、直ちにその占用を停止させ、工作物があるときは撤 去させ、原状回復することを命じることができる。

(委任)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,0┃第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,0

可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみな す。

略

(占用料)

- 第22条 市長 は、前条第1項の許可を受けた者から、 別表に定める占用料を徴収する。
- 2 市長 は、公益その他特別の理由があると認めたとき は、前条第1項の許可を受けた者の申請により、占用料 の一部又は全部を免除することができる。

(占用料の徴収時期)

第23条 占用料は、毎年当該年度分を市長 が指定する 期限までに納付しなければならない。ただし、占用期間 が1年未満のもの又は占用期間に係る占用料の額が1件 1,000円未満のものは、一時に全額を納付するもの とする。

(許可の取り消し等)

第26条 市長 は、次の各号の一 に該当する者に 対して前条の規定による占用許可を取り消し、またはそ の条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができ る。

(1)及び(2) 略

(3) 公共下水道の管理または公益上やむを得ない必要が 生じたとき。

(原状回復)

- 第27条 第21条第1項の規定による占用の許可を受け た者は、当該許可の期間が満了したとき若しくは当該占 用物件を設ける目的を廃止したとき又は前条の規定によ り許可を取り消されたときは、当該占用物件を除却し、 公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、 原状に回復することが不適当であると<u>市長</u>において認 めたときはこの限りでない。
- 2 市長 は前項の原状回復、又は原状に回復することが 不適当な場合の措置について必要な指示をすることがで きる。

(無断占用に対する処置)

第29条 管理者は公共下水道を無断で占用する者に対 第29条 市長 は公共下水道を無断で占用する者に対 し、直ちにその占用を停止させ、工作物があるときは撤 去させ、原状回復することを命じることができる。

(罰則)

00円以下の過料に処する。

 $(1) \sim (9)$ 略

(10) 第5条、第17条若しくは第21条第1項の規定 による申請書若しくは書類又は第11条第3項若しく は第13条の規定による届出書で、虚偽の記載のある ものを提出した申請者若しくは届出者

(委任)

第31条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行 について必要な事項は別に施行規程で定める。

別表(第20条関係)

区分		単位	占用料(円)	
略				
その他	その他の工	作物・物件及び	管理者が定め	
	施設		る額	

備考 略 00円以下の過料に処する。

 $(1) \sim (9)$ 略

(10) 第5条、第17条若しくは第21条第1項の規定 による申請書若しくは書類又は第11条第3項若しく は第13条の規定による届出書で、虚偽の記載のある ものを提出した申請書若しくは届出書

(委任)

第31条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行 について必要な事項は別に規則 で定める。

別表(第20条関係)

区分		-	単位	占用料	(円)
		略			
その他	その他の工	作物·	物件及び	市長	が定め
	施設			る額	

備考 略

向日市公共下水道使用料条例の一部改正(附則第9項関係)

新 \Box 対 照 表

改 正 現

行

(趣旨)

33年法律第79号。以下「法」という。)、向日市公 共下水道条例(昭和53年条例第22号。以下「公共下 水道条例」という。)及び向日市公共下水道条例施行規 程(令和 年上下水道事業管理規程第 号)その他法令 で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 (使用料の徴収)

第3条 略

- 2 公共下水道条例第13条に規定する使用開始又は再開 の場合は、下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下 「下水道事業管理者」という。) がその日を認定する。
- 略

(使用料の徴収方法)

(趣旨)

第1条 公共下水道の使用料については、下水道法(昭和 │ 第1条 公共下水道の使用料については、下水道法(昭和 33年法律第79号。以下「法」という。)、向日市公 共下水道条例(昭和53年条例第22号。以下「公共下 水道条例」という。)及び向日市公共下水道条例施行規 則(昭和53年規則第31号) その他法令 で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 (使用料の徴収)

第3条 略

2 公共下水道条例第13条に規定する使用開始又は再開 の場合は、市長

がその日を認定する。

3 略

(使用料の徴収方法)

第4条 使用料は、納入通知書による集金方法又は指定金 | 第4条 使用料は、納入通知書による集金方法又は指定金 融機関への口座振替により、2使用月をまとめて徴収す る。ただし、下水道事業管理者が必要と認めるときは毎 月徴収することができる。

2 略

3 使用月の中途において使用者が使用を休止し、又は廃 止した場合の使用料については、向日市公共下水道使用 料条例施行規程(令和 年上下水道事業管理規程第 号。以下「施行規程」という。) で定めるところにより 徴収する。

(使用料の前納)

第5条 土木建築の工事の施工に伴う排水のため公共下水 道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場 合において必要と認めるときは、下水道事業管理者は使 用料を前納させることができる。この場合において、使 用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から 公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその 他下水道事業管理者が認めたときに行うものとする。

(汚水の排除量の認定)

- 第7条 汚水量の認定は、次の各号に定めるところによ┃第7条 汚水量の認定は、次の各号に定めるところによ る。
- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。 ただし、2以上の使用者が給水装置等を共同で使用し ている場合において、それぞれの使用者の水量を確知 することができないときは、それぞれの使用者の使用 の態様を勘案して、下水道事業管理者が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量と し、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して下水道 事業管理者が認定する。
- (3) 現に使用する水量が、公共下水道に排除する汚水量 と著しく異なる使用者は、施行規程で定めるところに より、毎月の汚水量及びその算出根拠を記載した申告 書をその月の末日の翌日から起算して7日以内に下水 道事業管理者に提出しなければならない。この場合に おいて、前2号の規定にかかわらず下水道事業管理者 は、その申告書の内容を勘案して汚水量を認定する。
- (4) 下水道事業管理者は、前2号の認定をするため必要 があると認めるときは、適当な場所に計測のための装 置を取り付けることができる。
- (5) 使用者は、善良な管理者の注意をもって前号の装置

融機関への口座振替により、2使用月をまとめて徴収す る。ただし、市長 が必要と認めるときは毎 月徴収することができる。

2 略

3	使用月の中途において使用者か	ぶ使用を休止し、	又は廃
	止した場合の使用料については、	規則	

で定めるところにより

徴収する。

(使用料の前納)

第5条 土木建築の工事の施工に伴う排水のため公共下水 道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場 合において必要と認めるときは、市長 は使 用料を前納させることができる。この場合において、使 用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から 公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその 他市長 が認めたときに行うものとする。

(汚水の排除量の認定)

- る。
- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。 ただし、2以上の使用者が給水装置等を共同で使用し ている場合において、それぞれの使用者の水量を確知 することができないときは、それぞれの使用者の使用 の態様を勘案して、市長 _____が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量と し、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長 が認定する。
- (3) 現に使用する水量が、公共下水道に排除する汚水量 と著しく異なる使用者は、規則 で定めるところに より、毎月の汚水量及びその算出根拠を記載した申告 書をその月の末日の翌日から起算して7日以内に市長 に提出しなければならない。この場合に おいて、前2号の規定にかかわらず市長 は、その申告書の内容を勘案して汚水量を認定する。
- (4) <u>市長</u> は、前2号の認定をするため必要 があると認めるときは、適当な場所に計測のための装 置を取り付けることができる。
- (5) 使用者は、善良な管理者の注意をもって前号の装置

を管理するとともに、故意若しくは過失によりこれを 毀損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなけ ればならない。

(6) 略

(使用料の減免)

第8条 下水道事業管理者は、公益上その他特別の事情に より必要があると認めた場合は、使用料を減免すること ができる。

(資料の提出)

第9条 下水道事業管理者は、使用料を算出するために必 │ 第9条 市長 は、使用料を算出するために必 要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求め ることができる。

(督促)

第10条 下水道事業管理者は、使用者が納付期限までに │第10条 市長 は、使用者が納付期限までに 使用料を納付しないときは、納期限後に督促状により期 限を指定して督促しなければならない。

(委任)

について必要な事項は上下水道事業管理規程で定める。

を管理するとともに、故意若しくは過失によりこれを <u>き損</u>し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなけ ればならない。

(6)

(使用料の減免)

第8条 市長 は、公益上その他特別の事情に より必要があると認めた場合は、使用料を減免すること ができる。

(資料の提出)

要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求め ることができる。

(督促)

使用料を納付しないときは、納期限後に督促状により期 限を指定して督促しなければならない。

(委任)

第12条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行 ┃ 第12条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行 について必要な事項は規則_____で定める。

向日市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 (附則第10項関係)

新 旧 対 照 表

改正

現

向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関 する条例

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が指定するものについて支給する。

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に

(給与の減額)

第16条 略

達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第8 17条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に おける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭 裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁 判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員 が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第1 64号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条 の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託さ れている児童その他これらに準ずる者として向日市上下 水道企業就業規程(昭和53年水道事業管理規程第2 号)で定めるものを含む。以下この項において同じ。) を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えな い範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをい う。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出 をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の 父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢に より管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに 支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の 介護をするため、職員の申出に基づき、要介護者の各々 が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回 を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定 向日市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、<u>水道事業</u>

_____管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が指定するものについて支給する。

(給与の減額)

第16条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に 達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第8 17条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に おける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭 裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁 判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員 が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第1 64号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条 の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託さ れている児童その他これらに準ずる者として規則

一で定めるものを含む。以下この項において同じ。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定

する期間(以下この項において「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 する期間(以下この項において「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。